

## 第2章 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

### 【基本政策】

高齢者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、要介護状態等になることの予防や、要介護状態等になった場合においても、その状態を悪化させないようにするための体制整備を進めます。

### 1 地域支援事業等による介護予防の推進

高齢者が、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となっても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう市町村・関係団体等の取組を支援していきます。

市町村が、リハビリテーション専門職を活かした機能強化、住民運営の通いの場の充実、高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進等、効果的な取組ができるよう支援を行うとともに、介護予防に関する事例を積極的に情報収集し、提供を行っていきます。

また、高齢者の誤嚥性肺炎や低栄養等を予防するため口腔機能の維持向上等に必要な知識や技術の普及啓発に努めます。

#### 【具体的な取組】

- 研修や情報提供を通じて、市町村の介護予防の取組を支援します。
- リハビリテーション専門職が通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等に積極的に関与し、効果的な助言が行えるよう市町村職員等との意見交換の場を設けます。
- 高齢者の口腔機能の維持向上や運動器の機能向上等の介護予防推進のために、関係団体等の取組を支援します。
- 介護予防に資するボランティア活動への参加を促進するため、市町村における「群馬はばたけポイント」等の導入に向けた取組を支援します。
- 老人クラブにおける健康づくりや介護予防への取組を支援します。

### 2 介護予防サポーターの養成支援

地域で自主的に介護予防の活動を行ったり、市町村の介護予防事業でボランティアとして活動する介護予防サポーター等のボランティアを養成するために、群馬県地域リハビリテーション支援センターや地域リハビリテーション広域支援センターと連携して、必要な技術的支援を行います。

また、介護予防サポーターのスキルアップを目的として行う研修に対して支援を行うとともに、住民主体の通いの場や生活支援等において介護予防サポーターが活躍できるよう、市町村の取組を推進します。

### 【具体的な取組】

- 市町村が介護予防サポーターを柔軟に養成できるよう群馬県地域リハビリテーション支援センターと連携してサポーターのカリキュラムの更新等の技術的な支援を行います。
- 市町村が介護予防サポーターの養成やその後の活動支援を円滑に実施できるよう、地域リハビリテーション広域支援センターと連携し、研修の講師となるリハビリテーション等の専門職を派遣します。
- 介護予防サポーターのフォローアップ研修の実施状況や地域での活躍事例について情報収集を行い、市町村に情報提供を行います。
- 介護予防サポーターの養成目標

区分	期待される役割	平成28年度末 (2016) 養成実績	平成30～32年度 (2018～2020) 養成数	平成32年度末 (2020) 養成目標
初級	介護予防の必要性や重要性について、隣人等に広める	9,200人	1,200人	10,800人
中級	介護予防事業のサポート	6,701人	900人	7,900人
上級	地域のリーダーとして自主的な活動を行う	3,121人	450人	3,700人

## 3 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーションは、リハビリテーションを地域で円滑に継続的に実施するための活動であり、県で指定した支援センター（県支援センター1か所、広域支援センター12か所、平成28年10月1日現在）が、地域の関係機関・団体と連携してリハビリテーションの推進に取り組んでいます。

支援センターがより一層、地域の医療機関、市町村地域包括支援センターとの連携を強化し、地域の実情に応じてリハビリテーションの推進や介護予防の推進等に積極的に取り組めるよう支援していきます。

### 地域リハビリテーションとは

#### ○リハビリテーションの理念

リハビリテーションは、単なる機能回復訓練ではなく、心身に障害を持つ人々の全人的復権を理念として、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものである。

#### ○高齢者のリハビリテーションに求められるもの

生活機能の向上を目的として、個々の働きかけを連動して総合的に提供するとともに、日常生活や地域社会における制限や制約を最小限にし、利用者本人が望んでいる生活を支えていくこと（注：個々の働きかけとは、心身機能、日常生活活動、社会参加、物理的環境などへの働きかけ）

【出典】平成16年1月 高齢者リハビリテーション研究会の報告書

#### ○地域リハビリテーション

障害のある子どもや成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきと生活できるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハの立場から協力し合って行なう活動のすべてをいう。

【出典】日本リハビリテーション病院・施設協会2016

### 【具体的な取組】

- 群馬県地域リハビリテーション支援センター及び広域支援センターの活動の充実を図り、地域リハビリテーションの更なる広がりを推進します。
- 広域支援センターが、地域におけるリハビリテーション専門職とのネットワークを構築し、市町村等からの多様な要請に応えられるよう、広域支援センターの体制を強化するとともに、リハビリテーションの専門職の視点から、市町村が実施する介護予防事業や地域ケア会議への助言ができるよう、市町村との連携体制をより一層推進します。
- リハビリテーションに携わる保健・医療・福祉・介護等の多職種による連携を推進するため、関係機関・団体に対し、地域リハビリテーションの重要性を周知し、積極的な関与を促すとともに、「群馬県地域リハビリテーション協議会」、各地域で行う「地域リハビリテーション推進協議会」等を通じて、分野の垣根を越えた関係機関のつながりを支援します。
- 医療機関に対して、地域リハビリテーションについての協力を求め、リハビリテーション専門職が、地域リハビリテーションに従事しやすい環境を整備します。
- 地域リハビリテーションの持続的な拡大のため、県支援センターやリハビリテーション職能団体等と連携し、担い手となる地域リハビリテーション専門職の人材育成を支援します。

### 本県の地域リハビリテーションの推進体制

#### 1 群馬県地域リハビリテーション協議会

- ・ 地域リハビリテーション推進方針等の協議
- ・ 地域リハビリテーション広域支援センター等の指定の協議



#### 2 県地域リハビリテーション支援センター

- ・ 地域リハビリテーション広域支援センターの支援・連絡調整
- ・ リハビリテーション専門職の人材育成
- ・ 介護予防サポーター養成支援

#### 3 地域リハビリテーション広域支援センター

- ・ 地域リハビリテーション推進協議会の開催（各地域での協議会）
- ・ 介護サービス事業所等に対する援助・研修
- ・ 地域支援事業等の円滑な実施に向けた市町村支援
- ・ 地域住民向けの介護予防に関する情報提供

#### 4 自立支援に資する地域ケア個別会議の推進

多職種が協働して、要支援等高齢者の介護予防や自立支援に資するケアマネジメントを行う自立支援型地域ケア個別会議により、個別ケースの支援内容や支援方法を検討することで、介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプラン作成を支援するとともに、高齢者の課題解決や自立支援の促進、さらには高齢者の日常生活の質的向上を目指します。

##### 【具体的な取組】

- 市町村において効果的な「自立支援に資する地域ケア個別会議」が実施できるよう、市町村等職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、関係する専門職等を対象とした研修会を開催します。
- 事業への理解を促進するため、一般住民を対象とした講演会を実施します。
- 居宅介護支援事業所や介護サービス事業所を対象とした研修会等を実施し、関係者が一体となって事業を推進する体制を構築します。
- 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、栄養士、リハビリ専門職等各職能団体等と連携し、専門職からの助言を効果的に得られる体制を整備するとともに、モデル市町村の地域ケア会議に専門職を派遣する等支援します。
- モデル市町村において実施した地域ケア個別会議の検証を実施し、全市町村での自立支援に資する地域ケア会議実施を目指します。
- 自立支援に資する地域ケア個別会議開催目標

	平成29年度(2017) 実績	平成30年度(2018) 目標数	平成32年度(2020) 目標数
実施市町村数	3市町村	13市町村	35市町村

#### 5 介護予防の通いの場の充実（介護予防拠点）

これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人への働きかけだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがいや役割を持って生活できるような通いの場が必要であり、「心身機能」、生活行為などの「活動」、「社会参加」のバランスを取った働きかけが重要であります。

そこで、住民主体で開催する通いの場をできるだけ多く開催してもらい、高齢者の生きがいや役割を保持できるよう取り組みます。

また、通いの場で後期高齢者でも実施可能な体操を行う場合には、市町村での介護予防サポーターの活用とともに、リハビリ専門職の協力を得られる体制を図ります。

##### 【具体的な取組】

- 介護予防に資する通いの場設置目標

	平成27年度(2015) 実績	平成32年度(2020) 目標数	平成37年度(2025) 目標数
介護予防に資する通いの場の設置数 (週1回以上開催)	400か所	800か所	2,000か所